

全国市町村職員共済組合連合会

## 「公的年金等の源泉徴収票」を令和6年1月下旬にお送りします

### 「公的年金等の源泉徴収票」について

令和5年(令和5年1月~12月)中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金を受けとられた方に、令和5年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」をお送りします。



「公的年金等の源泉徴収票」は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、**令和5年分の確定申告は、令和6年2月16日(金)から同年3月15日(金)まで**の間に行うこととされています。詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

●源泉徴収票に関するQ&Aは、5ページをご覧ください。

#### ■源泉徴収票の送付予定

#### 令和6年1月下旬に、各共済組合(指定都市・市町村・都市)から順次お送りします。

源泉徴収票がお手元に届く時期が、郵便事情等によっては2月初旬となる場合があります。 なお、2月に入っても届かないときは、各共済組合(指定都市・市町村・都市)\*へご連絡 ください。

※連絡先は、11ページ「年金相談窓口一覧」をご参照ください。

#### ■ 源泉徴収票をお送りする方

令和5年中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金<sup>\*</sup>を受けとられた方に源泉徴収票をお送りします。

障害・遺族を給付事由とする年金については、非課税となりますので、源泉徴収票はお送りしません。

※老齢または退職を給付事由とする年金は、所得税法上の雑所得として扱われ、所得税が課税されます。 令和5年に受けとった年金額が65歳未満で108万円以上の方や65歳以上で158万円以上(老齢基礎年金を受給 している場合は80万円以上)の方が、所得税の源泉徴収の対象となります。

#### 源泉徴収票の再交付

源泉徴収票の再交付は、各共済組合(指定都市・市町村・都市)にて承っています。連絡先は、11ページをご参照ください。

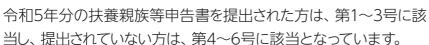
大切な書類ですので紛失しないよう、ご注意ください。

#### ● 令和5年分 公的年金等の源泉徴収票<見本> ●

				5年 5		公的		ज	V ) //	<b>尔</b>	]	4X:	汞				
支	妥 住	所又は	102	- 0 0 8		京都 千 X XXX	代田区										1
1	へ け <sup>  唇</sup>	計列			^/	.^ ^^^											ı
11.	る		フリガナ	ネンキ:	ノタ	ロウ			年金証	書記号番号	号 8 2	ХХХ	0 0 0	000	0 0	0 1	ı
をき		: 名							d. Æ	пп	明	大	昭平	年	月	H	1
				年金	太郎				生年	月日			*	28	6	27	ls.
	•	<u> </u>		分		5	支 払	金	額			源易	良 徴	収 1	兑 客	. `	
			3 第 1 号						i	H					į.	円	
			3第2号												1		<b>)</b> >
			3第3号				1	2 3	4 5 6	7				9	9 9	9	
<b></b>	得税法 *	第203多	その3第 源泉控除対象			1象扶養親加	- n %h	16歳5	t.i#an	Pots est	手者の数	ide.	北民仕本		1		<i>)</i>
特別 後 害者 国		り親寡	# ──# -──# # ──# # ──# # ──#	老人	特定	老人	その他	扶養業数		特別		その他	がある親 族の数	社会的	呆険料	中の額	.
			*		人	人	Л		人	内	人	人	人		Ŧ	円	
	源泉控	除対象質			控	除対象扶	秦钼族			i	16	6歳 未注	歳の抹	養親族			۱
(フリガナ)	1	1/1//1/2014	E E	(5	リガナ)	1/1//1/2017/	120,170,070	X		(フリラ		3/10/2/141	1-0 -> 1>0	12 100000	ΙX		<b>}</b>
氏 名	年金	 花子	分	1	 モ 名			分	1	氏	 名				分		
(摘要)	1			(5	リガナ)			区		(フリラ	ゲナ)				区		
				2  	毛 名			分		氏	名				分		
支	法人	番号	40100	050025	73			1		•							ı
払	所	在 地	東京者	7千代田	区二	番町2	番地										ı
者	名	称	全国市	<b>5</b> 町村職	昌共済:	組合連?	수수	雷言	舌 番	号		03 - 5	210-	-4618			1

老齢または退職を給付事由とする年金を共済組合から複数 受給している方は、それぞれの年金を合算した源泉徴収票が1 枚発行されます。

※1「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、下表のと おり区分しています。





所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受けている方
所得税法第 203 条の 3 第 2 号・第 5 号適用分	退職共済年金を受けている方
所得税法第 203 条の 3 第 3 号・第 6 号適用分	老齢厚生年金を受けている方 退職共済年金(経過的職域加算額)を受けている方 退職年金(退職等年金給付)を受けている方
所得税法第 203 条の 3 第 7 号適用分	本連合会では記載対象となる年金を支給していないため、 必ず空欄となります。

※2 提出された令和5年分の扶養親族等申告書に基づき「\*」印または人数を記載しています。 令和5年分の扶養親族等申告書の提出が必要ない方については、空欄としています。 控除対象者欄の氏名の漢字については常用漢字に置き換わっています(例:「髙」→「高」、 「﨑」→「崎」)のでご了承ください。

#### 確定申告について

#### ■所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

下記のいずれかに該当する方など、令和5年中の所得税を納めすぎている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

### 代表的な例

- ●年金からの控除によらない国民健康保険料、介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- ●生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- ●災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財等に損害を受けた方
- ●住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- ●一定額以上の医療費の支払いがあった方
- ●「控除対象となる配偶者または扶養親族がいる」または「本人が障害者またはひとり 親等に該当する」にもかかわらず、その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ●扶養親族等申告書を提出した後、年の中途で扶養親族が増える等の内容変更が あった方
- ●65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方
- ●老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

#### ■所得税の確定申告を省略できる方

令和5年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略できる「確定申告不要制度」が設けられています。

- ※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。なお、所得税の確定申告を省略した場合であっても、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要となることがあります。
  - 所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。
  - ●住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

#### ■源泉徴収票の電子交付を希望する方

詳細は、本連合会のホームページでお知らせします(令和5年12月末頃に掲載予定です。)。 なお、令和4年分の源泉徴収票データの電子交付を受けた方は、原則として、令和5年分の 源泉徴収票データも電子交付するため、再度の申込は不要となります。

# 源泉徴収票 ① & A

- ①1 社会保険料の額とは何ですか?
- 各支給期に年金から控除(特別徴収)された介護保険料、国民健康保険料および後期高 齢者医療保険料の合計額です(納付書等により支払っている場合は記載されません。)。 社会保険料額の内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村のそれぞれの社 会保険(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療)担当課へお問い合わせください。
- 1 特別徴収された個人住民税額はどこかに印字されているのですか?
- A2 源泉徴収票は所得税法上の書類であるため、個人住民税額は印字されませんので、 市区町村から送付される通知等でご確認ください。
- (1) 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、印字されないのですか?
- A3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、印字されません。 ただし、確定申告等の手続きをする際には、マイナンバーカード等の本人確認書類を 提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。

なお、確定申告等の手続きに関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。 〔本人確認書類の例〕

例1:マイナンバーカード

例2: 通知カード + 運転免許証等の顔写真付き身分証明書等

※例2については、通知カードの記載事項に変更がない場合に限ります。

- ①4 源泉徴収票の氏名欄に誤字や脱字がある場合は、どうすればいいですか?
- A4 各共済組合(指定都市・市町村・都市)へご連絡ください。【11ページ参照】 なお、システムの仕様により使用できない漢字があります(例:「禮」→「禮」)。 また、 控除対象者欄の氏名の漢字は常用漢字に置き換わっています(例:「髙」→「高」、 「﨑」→「崎」)のでご了承ください。
- 05 退職等年金給付(新3階部分)の源泉徴収票はどのように発行されますか?
- 本5 退職等年金給付の終身退職年金および有期退職年金(10年・20年選択)は、所得税法上の「雑所得」として、他の年金と合算された源泉徴収票が作成されます。ただし、有期退職年金を一時金として受け取られたときは、「退職所得」として源泉徴収票が別途作成され、各共済組合(指定都市・市町村・都市)から送付されます。当該退職所得に係る所得税は確定申告で精算できる場合もあります。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

## 平成27年10月以降に長期掛金(年金の掛金)を 共済組合へ納めたことのある方へ

## 令和5年10月からの退職等年金給付の基準利率および年金現価率について

退職等年金給付は、平成27年10月以降の共済組合員期間を対象とした年金制度です。この制度では、共済組合員期間中に積み立てられた「付与額」とこれに対する「利子」の累

「給付算定基礎額」の利子の計算に用いる「基準利率」および「年金現価率」は、地方公務員 共済組合連合会の定款に定められており、令和5年10月から下表のとおり改定されました。

この改定により、年金額が変更される方には、退職年金の年金額・支給額変更通知書をお送りしていますのでご確認ください。

なお、今回の改定の変動幅は小さいため、年金額が変わらない場合もあります。

計額(「給付算定基礎額」)や、「年金現価率」を用いて年金額を計算します。

- 基準利率 令和5年9月まで 年利0.02% → 令和5年10月から 年利0.07%
- ■終身年金現価率(主な年齢のみ掲載) ※変更後:令和5年10月~令和6年9月、変更前:令和4年10月~令和5年9月

年樹	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前
60歳	支 27.052936	27.261629	70歳	18.708053	18.811970	80歳	10.945361	10.984501
65歳	支 22.821764	22.972879	75歳	14.682560	14.749085	85歳	7.707054	7.728063

■ 有期年金現価率(主な支給残月数のみ掲載) ※変更後: 令和5年10月~令和6年9月、変更前: 令和4年10月~令和5年9月

支給 残月数	変更後	変更前	支給 残月数	変更後	変更前	支給 残月数	変更後	変更前
240月 (20年)	19.859541	19.959725	180月 (15年)	14.920682	14.977275	120月 (10年)	9.964513	9.989841

#### 〈年金額算定式〉

終身退職 年金額 : 終身退職年金算定基礎額 受給権者の年齢に応じた終身年金現価率 有期退職 年金額

\_\_\_\_有期退職年金算定基礎額 支給残月数に応じた有期年金現価率

#### 用語説明

- ▶給付算定基礎額とは…毎月の付与額に基準利率に基づく利子を加えた額で、退職等年金給付の原資となります。
- ▶付与額とは………各月の標準報酬月額・標準期末手当等の額に付与率を乗じて計算した額です。
- ▶基準利率とは………給付算定基礎額に加算される利子の額を求めるための率です。国債の利回りや積立金の 運用状況等を勘案して定められます。
- ▶年金現価率とは……年金の原資である給付算定基礎額を、終身(有期退職年金の場合は支給残月数)にわた り概ね一定額の年金額として受給できるように、年金額を計算する際に用いる率のことです。年金現価率には終 身年金現価率と有期年金現価率があり、終身は年齢(1歳ごと)、有期は支給残月数ごとに率が設定されます。

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載していますので、是非、ご覧ください。

(https://www.chikyoren.or.jp/)

地方公務員共済組合連合会

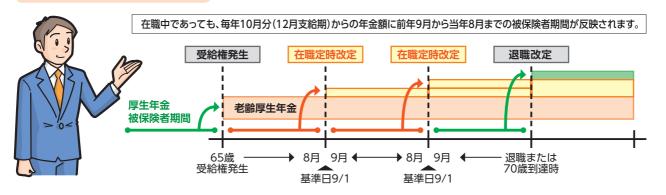


## 在職定時改定について

#### 65歳以上の老齢厚生年金受給権者が在職中の場合、 毎年1回年金額が改定されます

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(在職中)である場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されていました。しかし、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図るため、65歳以上70歳未満で毎年9月1日において在職中の方については、令和4年4月から、在職中であっても、毎年10月分(12月支給期)からの年金額が改定されることとなりました。この改定を在職定時改定といいます。

#### 在職定時改定のイメージ



#### 支給要件を満たせば在職定時改定により加給年金額が加算されます

65歳以上で被保険者期間が合計20年以上ある老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持する 65歳未満の配偶者等がいる場合、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できます。

65歳時点で20年以上の被保険者期間を満たしていない方は、在職定時改定により被保険者期間が合計20年以上となった際に、生計を維持する65歳未満の配偶者等がいる場合、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できます。

#### 在職定時改定により在職老齢年金制度の支給停止額が変わる場合があります

在職老齢年金制度の支給 停止額は月ごとに計算され ます。

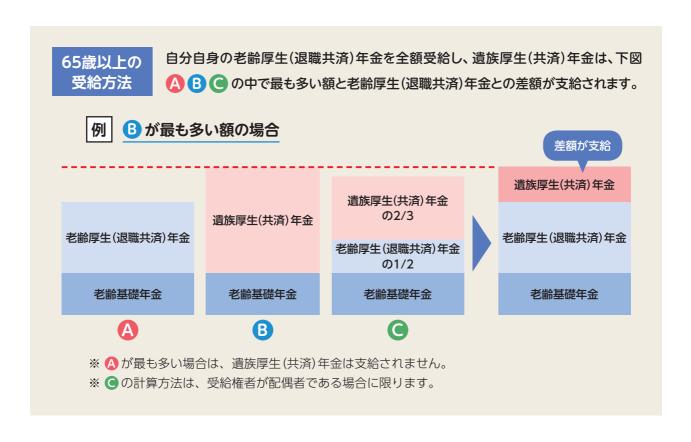
在職定時改定による年金額の増加や給与の変更等により、支給停止額が変わる場合があります。



7

## 65歳以上の年金の 受給方法の特例について

公的年金制度は、「一人一年金」が原則です。給付事由(老齢・障害・遺族)の異なる年金を2つ以上受けられるときは、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。ただし、遺族厚生(共済)年金と老齢厚生(退職共済)年金の受給権者が65歳以上であるときは、自分自身の老齢厚生(退職共済)年金を優先的に受給し、遺族厚生(共済)年金と老齢厚生(退職共済)年金との差額があれば、その差額を遺族厚生(共済)年金として受給します。



また、65歳以上の障害基礎年金・障害厚生(共済)年金の受給権者が、老齢基礎年金・老齢厚生(退職共済)年金または遺族厚生(共済)年金の受給権者であるときは、老齢基礎年金を停止し、障害基礎年金を選択することも可能となります。



## こんなときには届出を

下記の事由に該当したときは、届出が必要となる場合がありますので、各共済組合 (指定都市・市町村・都市)までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書 記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」が分かるものをご用意ください。



届出が遅れると年金の過払いとなることがあります。 過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなります。

#### 1 公務員として再就職したとき・議会議員に就任したとき

#### **①公務員として再就職したとき**

老齢厚生年金・障害厚生年金、退職共済年金・障害共済年金または退職等年金給付を受けている方が公務員(退職等年金給付制度が適用されない短時間勤務職員を除きます。)として再就職した場合には、届出が必要です。

#### ☑議会議員に就任したとき

老齢厚生年金または退職共済年金を受けている方が議会議員に就任したときは、届出が必要です。



※議会議員の方で、議員報酬月額の異動や期末手当の支給があったときは、異動や支給のあるごとに 共済組合に届出をしていただく必要があります(共済組合が議会事務局から情報を取得できるときは、 届出は不要です。)。

#### 2 雇用保険法による給付を受けるとき

65歳未満の方が雇用保険法による給付(基本手当・高年齢雇用継続給付)を受けるときは、届出が必要です。ただし、次の場合は届出が不要となります。

- ●老齢厚生年金を請求した際、請求書に雇用保険番号を記載している場合
- ●過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合



※基本手当を受けるときは、基本手当の金額の多少を問わず、老齢厚生年金の全部が支給停止になりますので、慎重にご検討ください。

#### 3 氏名・住所・受取金融機関を変更するとき

氏名・住所を変更した場合や、年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要となります。 ただし、住所変更については、住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合、届 出は不要です。



※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各共済組合(指定都市・市町村・都市)へご連絡ください。

※住民票上の住所を変えずに、居所を変更される場合(施設入所、親族の住所へ転居)は、各共済組合 (指定都市・市町村・都市)へご連絡ください。あて先不明となり共済組合からの郵便物等が届 かず、電話による連絡もつかない場合、年金の支払いを差し止めることがあります。

#### 4 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻等をしたとき

遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている方が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

※事実婚とは婚姻の届出はしていないものの、お互いに婚姻の意思をもって夫婦としての共同 生活を送っている関係(内縁関係)をいいます。

なお、遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている子が直系血族および直系姻族以外の方の 養子になった場合も、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

また、復氏しても受給権は消滅しませんが、氏名変更の手続きを行う必要があります。

#### 5 加給年金額対象者に異動があったとき

加給年金額対象者に次のような異動があった場合には、届出が必要です。

- ●加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金を受給することとなったとき(ただし、加給年金額対象者である配偶者が65歳となって年金を受給することとなった場合は、届出は不要です。)
- ●加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- ●加給年金額対象者である子が婚姻または養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したときなど

#### 6 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻等をしたとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方が、婚姻(事実婚を含みます。)により、恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者と生計を共にすることとなった場合、届出により加給年金額が加算されます。

#### 7 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在 不明についての届出が必要です。

もしご本人が お亡くなりに なったら

年金を受けている方ご本人がお亡くなりになった場合には、電話等にて各共済組合 (指定都市・市町村・都市)へすみやかにご連絡ください。

お亡くなりになったことに伴う年金の手続きをご案内いたします。

## 年金相談窓口一覧

年金についてのお問い合わせは、各共済組合(指定都市・市町村・都市)および全国市町村職員共済組合連合会で受け付けています。なお、お問い合わせの際には、「年金証書記号番号(8から始まる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」とお名前等をお知らせください。

受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時

(令和5年4月1日現在)

指定都市職員共済組合	電話番号
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	電話番号
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2193
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-253-2706

<ul> <li>市町村職員共済組合 の77-525-5784</li> <li>京都府市町村職員共済組合 075-431-0303</li> <li>大阪府市町村職員共済組合 078-321-0624</li> <li>奈良県市町村職員共済組合 0744-29-8266</li> <li>和歌山県市町村職員共済組合 073-431-0154</li> <li>鳥取県市町村職員共済組合 0857-26-2342</li> <li>島根県市町村職員共済組合 0857-26-2342</li> <li>島根県市町村職員共済組合 0852-21-9503</li> <li>岡山県市町村職員共済組合 082-545-8555</li> <li>山口県市町村職員共済組合 083-925-6550</li> <li>徳島県市町村職員共済組合 083-925-6550</li> <li>徳島県市町村職員共済組合 087-851-6680</li> <li>愛媛県市町村職員共済組合 088-823-3212</li> <li>福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462</li> <li>佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333</li> <li>長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140</li> <li>熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900</li> <li>大分県市町村職員共済組合 097-532-1531</li> <li>宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527</li> <li>鹿児島県市町村職員共済組合 098-867-0785</li> <li>都市職員共済組合 1011-512-1770</li> <li>仙台市職員共済組合**1 011-512-1770</li> <li>仙台市職員共済組合**2 052-228-0493</li> <li>連合会 電話番号</li> <li>全国市町村職員共済組合連合会 03-5210-4608</li> </ul>		合和5年4月1日現在)
京都府市町村職員共済組合 075-431-0303 大阪府市町村職員共済組合 06-6941-4803 兵庫県市町村職員共済組合 078-321-0624 奈良県市町村職員共済組合 0744-29-8266 和歌山県市町村職員共済組合 0857-26-2342 島根県市町村職員共済組合 0857-26-2342 島根県市町村職員共済組合 0852-21-9503 岡山県市町村職員共済組合 082-545-8555 山口県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 087-851-6680 愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 098-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 1011-512-1770 仙台市職員共済組合 1011-512-1770 仙台市職員共済組合 1011-512-1770 仙台市職員共済組合 1011-512-1770 位台市職員共済組合 1011-512-1770 位台市職員共済組合 1011-512-1770 位台市職員共済組合 1011-512-1770 位台市職員共済組合 1011-512-1770 位台市職員共済組合 1011-512-1770 位 台市職員共済組合 1011-512-1770 位 台市職員共済組合 1011-512-1770 位 台市職員共済組合 1011-512-1770 位 台市職員共済組合 1011-512-1770 11 台市職員共済組合 11 台市職員共済組合 11 日本 1		電話番号
大阪府市町村職員共済組合 06-6941-4803 兵庫県市町村職員共済組合 078-321-0624 奈良県市町村職員共済組合 0744-29-8266 和歌山県市町村職員共済組合 0857-26-2342 島根県市町村職員共済組合 0852-21-9503 岡山県市町村職員共済組合 086-225-7840 広島県市町村職員共済組合 082-545-8555 山口県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 087-851-6680 愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 088-823-3212 福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 098-52-29-0333 医崎県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 098-867-0785 鹿児島県市町村職員共済組合 098-867-0785 本書 話 番号 北海道都市職員共済組合**1 011-512-1770 仙台市職員共済組合**2 052-228-0493 連 合 会 電話番号	滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
兵庫県市町村職員共済組合078-321-0624奈良県市町村職員共済組合0744-29-8266和歌山県市町村職員共済組合073-431-0154鳥取県市町村職員共済組合0857-26-2342島根県市町村職員共済組合0852-21-9503岡山県市町村職員共済組合086-225-7840広島県市町村職員共済組合082-545-8555山口県市町村職員共済組合083-925-6550徳島県市町村職員共済組合087-851-6680愛媛県市町村職員共済組合089-945-6317高知県市町村職員共済組合092-651-2462佐賀県市町村職員共済組合095-827-3140熊本県市町村職員共済組合095-827-3140熊本県市町村職員共済組合096-368-0900大分県市町村職員共済組合097-532-1531宮崎県市町村職員共済組合098-867-0785本市職員共済組合098-867-0785都市職員共済組合1011-512-1770仙台市職員共済組合022-214-1227愛知県都市職員共済組合052-228-0493連合会電話番号	京都府市町村職員共済組合	075-431-0303
奈良県市町村職員共済組合0744-29-8266和歌山県市町村職員共済組合073-431-0154鳥取県市町村職員共済組合0857-26-2342島根県市町村職員共済組合0852-21-9503岡山県市町村職員共済組合086-225-7840広島県市町村職員共済組合082-545-8555山口県市町村職員共済組合083-925-6550徳島県市町村職員共済組合087-851-6680愛媛県市町村職員共済組合089-945-6317高知県市町村職員共済組合092-651-2462佐賀県市町村職員共済組合095-827-3140熊本県市町村職員共済組合095-827-3140熊本県市町村職員共済組合097-532-1531宮崎県市町村職員共済組合0985-24-5527鹿児島県市町村職員共済組合098-867-0785都市職員共済組合098-867-0785都市職員共済組合011-512-1770仙台市職員共済組合022-214-1227愛知県都市職員共済組合052-228-0493連合会電話番号	大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
和歌山県市町村職員共済組合 0857-26-2342 島根県市町村職員共済組合 0852-21-9503 岡山県市町村職員共済組合 086-225-7840 広島県市町村職員共済組合 082-545-8555 山口県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 087-851-6680 愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333 長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 011-512-1770 仙台市職員共済組合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合**2 052-228-0493 連 合 会 電話番号	兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
島取県市町村職員共済組合 0857-26-2342 島根県市町村職員共済組合 0852-21-9503 岡山県市町村職員共済組合 086-225-7840 広島県市町村職員共済組合 082-545-8555 山口県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 087-851-6680 愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 088-823-3212 福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333 長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 098-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 011-512-1770 仙台市職員共済組合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合**2 052-228-0493 連 合 会 電話番号	奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
島根県市町村職員共済組合 0852-21-9503 岡山県市町村職員共済組合 086-225-7840 広島県市町村職員共済組合 082-545-8555 山口県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 087-851-6680 愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 088-823-3212 福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 011-512-1770 仙台市職員共済組合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合**2 052-228-0493 連 合 会 電話番号	和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
岡山県市町村職員共済組合       086-225-7840         広島県市町村職員共済組合       082-545-8555         山口県市町村職員共済組合       083-925-6550         徳島県市町村職員共済組合       088-621-3520         香川県市町村職員共済組合       087-851-6680         愛媛県市町村職員共済組合       089-945-6317         高知県市町村職員共済組合       088-823-3212         福岡県市町村職員共済組合       092-651-2462         佐賀県市町村職員共済組合       095-827-3140         熊本県市町村職員共済組合       096-368-0900         大分県市町村職員共済組合       097-532-1531         宮崎県市町村職員共済組合       098-256-6757         沖縄県市町村職員共済組合       098-867-0785         都市職員共済組合       011-512-1770         仙台市職員共済組合       022-214-1227         愛知県都市職員共済組合       052-228-0493         連合       会	鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
広島県市町村職員共済組合 082-545-8555 山口県市町村職員共済組合 083-925-6550 徳島県市町村職員共済組合 088-621-3520 香川県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 088-823-3212 福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333 長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 1011-512-1770 仙台市職員共済組合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合**2 052-228-0493 連 合 会 電話番号	島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
<ul> <li>山口県市町村職員共済組合</li> <li>徳島県市町村職員共済組合</li> <li>香川県市町村職員共済組合</li> <li>び88-621-3520</li> <li>香川県市町村職員共済組合</li> <li>び89-945-6317</li> <li>高知県市町村職員共済組合</li> <li>で88-823-3212</li> <li>福岡県市町村職員共済組合</li> <li>位賀県市町村職員共済組合</li> <li>で92-651-2462</li> <li>佐賀県市町村職員共済組合</li> <li>で95-827-3140</li> <li>熊本県市町村職員共済組合</li> <li>で95-827-3140</li> <li>熊本県市町村職員共済組合</li> <li>で97-532-1531</li> <li>宮崎県市町村職員共済組合</li> <li>で985-24-5527</li> <li>鹿児島県市町村職員共済組合</li> <li>で99-256-6757</li> <li>沖縄県市町村職員共済組合</li> <li>で98-867-0785</li> <li>都市職員共済組合</li> <li>で98-867-0785</li> <li>都市職員共済組合</li> <li>で11-512-1770</li> <li>仙台市職員共済組合</li> <li>で22-214-1227</li> <li>愛知県都市職員共済組合</li> <li>会電話番号</li> </ul>	岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
<ul> <li>徳島県市町村職員共済組合 088-621-3520</li> <li>香川県市町村職員共済組合 087-851-6680</li> <li>愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317</li> <li>高知県市町村職員共済組合 098-823-3212</li> <li>福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462</li> <li>佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333</li> <li>長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140</li> <li>熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900</li> <li>大分県市町村職員共済組合 097-532-1531</li> <li>宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527</li> <li>鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757</li> <li>沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785</li> <li>都市職員共済組合 1011-512-1770</li> <li>仙台市職員共済組合 022-214-1227</li> <li>愛知県都市職員共済組合**2</li> <li>の52-228-0493</li> <li>連合会電話番号</li> </ul>	広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
香川県市町村職員共済組合 087-851-6680 愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 098-823-3212 福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 098-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 011-512-1770 仙台市職員共済組合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合**2 052-228-0493 連 合 会 電話番号	山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
愛媛県市町村職員共済組合 089-945-6317 高知県市町村職員共済組合 088-823-3212 福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333 長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 011-512-1770 仙台市職員共済組合*1 011-512-1770 仙台市職員共済組合*2 052-228-0493 連 合 会電話番号	徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
高知県市町村職員共済組合 088-823-3212 福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333 長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 1011-512-1770 仙台市職員共済組合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合**2 052-228-0493 連 合 会 電話番号	香川県市町村職員共済組合	087-851-6680
福岡県市町村職員共済組合 092-651-2462 佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333 長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 電話番号 北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770 仙台市職員共済組合*1 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合*2 052-228-0493 連合 会電話番号	愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
佐賀県市町村職員共済組合 0952-29-0333 長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 電話番号 北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770 仙台市職員共済組合*1 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合*2 052-228-0493 連合会電話番号	高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
長崎県市町村職員共済組合 095-827-3140 熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 電話番号 北海道都市職員共済組合**1 011-512-1770 仙台市職員共済組合**1 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合**2 052-228-0493 連合会電話番号	福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
熊本県市町村職員共済組合 096-368-0900 大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 電話番号 北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770 仙台市職員共済組合*2 052-228-0493 連合会電話番号	佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
大分県市町村職員共済組合 097-532-1531 宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 電話番号 北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770 仙台市職員共済組合*1 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合*2 052-228-0493 連合 会電話番号	長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
宮崎県市町村職員共済組合 0985-24-5527 鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757 沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785 都市職員共済組合 電話番号 北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770 仙台市職員共済組合*2 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合*2 052-228-0493 連合会電話番号	熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
<ul> <li>鹿児島県市町村職員共済組合 099-256-6757</li> <li>沖縄県市町村職員共済組合 098-867-0785</li> <li>都市職員共済組合 電話番号</li> <li>北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770</li> <li>仙台市職員共済組合*2 022-214-1227</li> <li>愛知県都市職員共済組合*2 052-228-0493</li> <li>連合会電話番号</li> </ul>	大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
沖縄県市町村職員共済組合098-867-0785都市職員共済組合電話番号北海道都市職員共済組合*1011-512-1770仙台市職員共済組合022-214-1227愛知県都市職員共済組合*2052-228-0493連合会電話番号	宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
都 市 職 員 共 済 組 合 電 話 番 号 北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770 仙 台 市 職 員 共 済 組 合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合*2 052-228-0493 連 合 会 電 話 番 号	鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
北海道都市職員共済組合*1 011-512-1770 仙 台 市 職 員 共 済 組 合 022-214-1227 愛知県都市職員共済組合*2 052-228-0493 連 合 会 電 話 番 号	沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
北海道都市職員共済組合011-312-1770仙台市職員共済組合022-214-1227愛知県都市職員共済組合**2052-228-0493連合会電話番号	都市職員共済組合	電話番号
愛知県都市職員共済組合**2       052-228-0493         連       合       電話番号	北海道都市職員共済組合*1	011-512-1770
連合会電話番号		022-214-1227
	愛知県都市職員共済組合*2	052-228-0493
全国市町村職員共済組合連合会 03-5210-4608	連合会	電話番号
	全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

- ※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・ 苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めて いる方
- ※2 豊橋·岡崎·一宮·瀬戸·半田·春日井·豊川·津島·碧南· 刈谷·豊田·安城の各市に勤めていたもしくは勤めて いる方



年金についてご不明な点がありましたら、上記組合にお問い合わせください。 年金受給権者の方からいただいたお問い合わせ、ご相談については、個人情報等の秘密を守り丁寧にお答えいたします。

## ねんきんカレンダー

令和5年12月 (2023年)

令和6年12月 までの (2024年)

予定です。

	時 期	定期支給関係	その他
令和5年	12月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
毎年	12月15日(金)	年金支給日(10月·11月分) ※2	
	1月下旬		令和5年分「公的年金等の源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。 ※発送時期は、各組合によって異なります。
	2月15日(木)	年金支給日(12月·1月分) ※2	令和5年分確定申告開始 (2月16日~3月15日)
	4月15日(月)	年金支給日(2月·3月分) ※2	
令和 6年 年	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
年年	6月14日(金)	年金支給日(4月·5月分) ※2	
	8月15日(木)	年金支給日(6月·7月分) ※2	
	10月15日(火)	年金支給日(8月・9月分) ※2	令和7年分「扶養親族等申告書」をお送りします (9月~10月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月13日(金)	年金支給日(10月·11月分) ※2	

【**年金支払通知書**】は、支払いがある方に各共済組合(指定都市・市町村・都市)を通じて、6月・12月に封書 でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも【年 金支払通知書】をお送りします。

ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、お送りしません。 (端数調整: 各期支払額における1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を2月 期の支払額に加算して支払います。また、端数の合計額にさらに1円未満の端数が生じたときは切り捨てします。) また、支払額のみに変更があった場合は、【年金支払通知書】をお送りしない場合があります。ご了承ください。

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が 異なる場合があります。

ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回です。 年金が振り込まれる月であっても【年金支払通知書】をお送りしない場合があります。

#### <!> 共済組合に関係していることをほのめかす電話にご注意ください

- 最近、年金受給権者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほの めかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きていま す。各共済組合(指定都市・市町村・都市)および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、 ご注意ください。
- 2 マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。 共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことは ありません。

『年金だより』についての ご意見、ご感想などを お待ちしています。

全国市町村職員共済組合連合会 年金部 〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

在余だより

第34号 令和5年12月 発行:全国市町村職員共済組合連合会 〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611